

柳泉園組合60年史



柳泉園組合60年史

目次

● 柳泉園組合のあゆみ	4
● ご挨拶	6

■ 第1節 不燃ごみ中の軟質系プラスチック類問題

あらまし	8
焼却の開始	8
焼却の経緯	8
市民説明会と早期実施を求める決議	10
可燃ごみとの混合焼却	10

■ 第2節 柳泉園組合ごみ処理施設(旧第二工場)解体・緑化整備工事

あらまし	12
安全性への配慮と周辺環境への対策	12
解体工事の概要	13
事後調査と緑化整備	13

焼却残渣(ニューハード)処理問題について	14
焼却灰の再利用	14
訴訟と和解	14
処理方法の確立	15

■ 第3節 他自治体広域支援

あらまし	16
小金井市の可燃ごみの受け入れ	16
多摩川衛生組合の可燃ごみの受け入れ	16
東村山市の可燃ごみの受け入れ	17
宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れ	17
宮城県大崎市の災害廃棄物の受け入れ	18

■ 第4節 柳泉園クリーンポートの水銀問題

あらまし	20
水銀検出と対策委員会の設置	20
検証結果	20
水銀含有製品の回収	21

■ 第5節 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業

あらまし	22
------------	----

柳泉園クリーンポート延命化の背景	22
実施方法	22
長期包括運営管理事業の概要	22
委託業者の決定	23
ごみ質の変化によるACC（自動燃焼制御装置）の改造について	23

「住民監査請求」、「住民訴訟制度」について	24
住民監査請求とは	24
住民監査請求及び住民訴訟	24
清柳園解体に向けて	27
福島原発事故による電力不足への対応	28
関係市でのごみの有料化及び容器包装プラスチック分別回収開始	29
施設における火災、爆発事故について	30
磁選機回収鉄置き場での火災について	31
施設の更新へ向けて	32
不燃ごみの最終処分の変遷	33
資源回収物売払代金請求事件	34
古紙・布類及びペットボトルの搬入	35

■ 第6節 浴場施設の建設・開館

あらかし	36
建設の概要	36
施設の開館	36
「変わり湯」の開始	37
学童野球大会	37

■ 第7節 プール棟大規模改修

あらかし	38
改修工事の背景	38
リニューアルオープン記念	39

野球場（一般用及び学童用）桜木伐採について	40
柳泉園グランドパーク（厚生施設）の指定管理者制度導入について	41
柳泉園グランドパーク（厚生施設）における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について	42
テニスコート改修について	43
新型コロナウイルス感染症対策（柳泉園組合、事業所として）	44
あとがき	45

柳泉園組合のあゆみ

昭和 35 年 (1960) 9 月	ごみを共同処理する目的で田無町、保谷町及び久留米町の 3 町で北部三カ町衛生組合設立
昭和 36 年 (1961) 10 月	ごみ焼却場 固定炉 (37.5 t / 日) 竣工・稼動
昭和 37 年 (1962) 10 月	し尿の共同処理を追加
昭和 40 年 (1965) 4 月	名称を北部三町衛生組合に変更
昭和 40 年 (1965) 9 月	し尿処理施設 第 1 工場 (200 kℓ / 日) 竣工・稼動
昭和 42 年 (1967) 4 月	名称を柳泉園組合に変更
昭和 42 年 (1967) 4 月	野球場供用開始
昭和 44 年 (1969) 8 月	ごみ焼却施設 タクマ炉 (150 t / 日 × 2 基) 竣工・稼動
昭和 45 年 (1970) 4 月	し尿処理施設 第 2 工場 (100 kℓ / 日) 竣工・稼動
昭和 45 年 (1970) 4 月	柳泉園組合に清瀬町が加入
昭和 46 年 (1971) 8 月	屋外プール竣工・供用開始
昭和 46 年 (1971) 12 月	し尿処理施設 第 3 工場 (100 kℓ / 日) 竣工・稼動
昭和 48 年 (1973) 7 月	テニスコート 2 面、バレーコート 1 面竣工・供用開始
昭和 50 年 (1975) 2 月	粗大ごみ処理施設 (50 t / 5 h) 竣工・稼動
昭和 51 年 (1976) 4 月	ごみ焼却施設 第 1 工場 (150 t / 日) 竣工・稼動
昭和 51 年 (1976) 4 月	バレーコートをテニスコートに改修 (計 3 面) 供用開始
昭和 56 年 (1981) 4 月	し尿汚泥コンポスト施設 (10 kℓ / 日) 竣工・稼動
昭和 58 年 (1983) 3 月	ごみ焼却施設 第 1 工場改造工事竣工・稼動
昭和 59 年 (1984) 1 月	テニスコート 1 面 (計 4 面)、練習板を増設供用開始
昭和 59 年 (1984) 3 月	粗大ごみ処理施設 改造工事竣工・稼動
昭和 60 年 (1985) 3 月	テニスコート 1 面増設 (計 5 面) 供用開始
昭和 61 年 (1986) 4 月	ごみ焼却施設 第 2 工場 (120 t / 日 × 2 基) 竣工・稼動 同工事でごみ焼却施設 タクマ炉 (150 t / 日 × 2 基) 解体
昭和 61 年 (1986) 4 月	室内プール竣工・供用開始

平成 5 年 (1993) 10 月	リサイクルセンター (65 t / 5 h) 竣工・稼動 同工事でし尿処理施設 第 3 工場 (100 kℓ / 日) 解体
平成 8 年 (1996) 4 月	し尿処理施設 (前処理・脱水方式 35 kℓ / 日) 竣工・稼動
平成 12 年 (2000) 11 月	ごみ焼却施設 クリーンポート (105 t / 日 × 3 基) 竣工・稼動 同工事でごみ焼却施設 第 1 工場 (150 t / 日)、し尿処理施設 第 2 工場 (100 kℓ / 日) 解体
平成 13 年 (2001) 1 月	田無市、保谷市が合併し西東京市となる
平成 14 年 (2002) 7 月	浴場施設 湯～プラザ柳泉園 竣工・供用開始 同工事で屋外プール解体
平成 16 年 (2004) 11 月	ごみ処理施設 (旧第 2 工場) 解体・緑化整備工事着工
平成 18 年 (2006) 2 月	ごみ処理施設 (旧第 2 工場) 解体・緑化整備工事終了
平成 29 年 (2017) 4 月	プール棟等をリニューアルオープン
平成 29 年 (2017) 7 月	柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業開始
令和 2 年 (2020) 10 月	清柳園電気集塵機を解体
令和 3 年 (2021) 3 月	テニスコート全面砂入り人工芝化

ご挨拶

60周年記念誌作成にあたって

60周年記念誌作成にあたり、ご挨拶申し上げます。

周辺住民の皆様、清瀬市、東久留米市及び西東京市の住民の皆様、厚生施設をご利用いただいている皆様には、日頃より柳泉園組合の運営において、ご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

柳泉園組合は、令和2年9月30日をもって、設立60周年を迎えることができました。長い歴史の節目に管理者という重責を担わせていただいていることに、あらためて身の引き締まる思いであります。このような記念すべき年は、先人への感謝や未来への決意などを考える良い機会となります。

この20年間で、柳泉園組合をとりまく環境の変化としては、柳泉園クリーンポートの本格稼働、浴場施設の運営開始、清瀬市、東久留米市及び西東京市における収集ごみの有料化、東日本大震災や令和元年台風第19号の災害ごみの受け入れと大きなことだけでも様々な変化がありました。

そのようなことを踏まえ、本誌は、以前発行いたしました柳泉園組合40年史以降の20年間の記録を記したものとなっております。

今後、超高齢社会、人口減少社会を迎え、厳しい財政運営など、柳泉園組合を構成する清瀬市、東久留米市及び西東京市では、多くの課題がありますが、柳泉園組合としても、老朽化しているリサイクルセンター及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新が大きな課題となっております。ごみの量や内容の変化、清瀬市、東久留米市及び西東京市での収集形態の変化を見極めながら、計画を進めていく必要があります。周辺住民の皆様、清瀬市、東久留米市及び西東京市の住民の皆様の安心、安全な生活を守ることを最優先課題として進めてまいりたいと考えております。

結びにあたりまして、周辺住民の皆様、清瀬市、東久留米市、西東京市の住民の皆様、厚生施設をご利用いただいている皆様には、ご多幸を心よりご祈願いたしまして、柳泉園組合設置60周年記念誌の作成のご挨拶といたします。

令和3年3月
柳泉園組合管理者
並木 克巳



柳泉園組合 60 年史の発行を祝って

柳泉園組合は、令和 2 年 9 月 30 日に設立 60 周年を迎えました。

これを記念して、以前発行いたしました 40 年史以降の 20 年間の様々な出来事を記録するため、60 周年記念誌が発行されることとなり、柳泉園組合議会を代表して心からお祝い申し上げます。

この 20 年間に於いて、時代は 20 世紀から 21 世紀となり、元号も平成から令和となりましたが、廃棄物問題につきましては、地域だけの問題ではなく、地球温暖化対策や廃プラスチック問題も含み、地球規模の問題へと変化してまいりました。身近な例では、容器包装プラスチックの分別回収や収集ごみの有料化などのごみ減量への取り組みがあげられると思います。

柳泉園組合においても、時代の変化に遅れることなく対応してまいりましたが、今後も地球環境への負荷を最小限に抑えながら、安全、適正に業務を進めていくことは、重大な責務であると考えております。このため、今後の運営を進めていくうえで、柳泉園組合内外の出来事や変化を記録として残すことは、大変貴重な資料となっていくものと考えております。

柳泉園組合議会といたしましても、柳泉園組合の運営については、周辺住民の皆様をはじめ、清瀬市、東久留米市及び西東京市の住民の皆様や厚生施設を利用していただいている皆様の要望に応えるため、より一層の努力を傾けていきたいと存じます。

最後になりますが、令和という新しい時代を迎えたこの時機に、60 年史が発行されたことは、大変喜ばしいことであり、この記念誌の編纂にご協力いただいた多くの方々に感謝の意を捧げ、お祝いの言葉といたします。

令和 3 年 3 月
柳泉園組合議会議長
三浦 猛



第1節 不燃ごみ中の軟質系プラスチック類問題

1. あらまし

時代は21世紀へと移り、ごみ処理を取り巻く問題も大きく変化してきた。人口増加に伴うごみ搬入量の増加、焼却炉の処理能力低下はすでに顕在化していたが、柳泉園組合（清瀬市、東久留米市及び西東京市で構成）においてもごみ処理第一工場の老朽化、ごみ処理第二工場の能力低下を受けて、新ごみ処理施設の建設を計画する。この新ごみ処理施設が「柳泉園クリーンポート」である。

平成9年（1997）7月に着工し、平成12年（2000）7月から試運転に入った「柳泉園クリーンポート」は、同年10月までの試運転期間中に各種性能試験を行い、11月から本格稼働を開始した。

この建設期間中に、柳泉園組合における不燃ごみ中のプラスチック類の取扱いが新聞で報道され、近隣住民の皆様を巻き込む大きな問題となっていたが、最終的な対応については「柳泉園クリーンポート」の稼働状況を見て検討することになった。

2. 焼却の開始

柳泉園組合では、不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の焼却を平成11年（1999）6月より中止し、全量を二ツ塚処分場で埋立処分してきた。一方、新ごみ処理施設「柳泉園クリーンポート」では、平成12年（2000）から平成13年（2001）にかけて各種の性能試験やダイオキシン類の測定調査を行った結果、国の基準を大幅に下回り、軟質系プラスチック類を焼却処理しても安全であることが認識された。

これらの状況を踏まえ、平成13年（2001）7月末から8月末にかけて関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の主催による軟質系プラスチック類の焼却処理に関する市民説明会が行われ、柳泉園組合も参加して市民に対して説明を行った。また、同年9月の関係市の議会定例会及び柳泉園組合議会定例会においても理解を得た。

軟質系プラスチック類を焼却する方向となったその他の理由としては、最終処分場の延命化や埋立搬入量の超過に伴う高額な追徴金や負担金、経費の増などがある。また、容器包装リサイクル法による分別処理の方法もあるが、用地の確保や設備の設置が困難という状況があり、当分の間は軟質系プラスチック類を焼却せざるを得ないとし、平成13年（2001）11月1日から焼却を始めた。

3. 焼却の経緯

柳泉園組合では、搬入される不燃ごみを専用の設備でフィルム状の柔らかいプラスチック類と硬いプラスチック類に分離しており、フィルム状のものを軟質系プラスチック類と呼んでいる。その中で、搬入された不燃ごみを焼却しているとの報道を受け、平成11年（1999）6月から当面焼却を中止し、建設中の新ごみ処理施設「柳泉園クリーンポート」の稼働後、その稼働状況を見て改めて対応を検討することとし、全量を埋立処分にした。

一方、平成9年（1997）7月より建設を進めてきた柳泉園クリーンポートは、平成12年（2000）

7月から性能試験に入り、軟質系プラスチック類を混合焼却した場合としない場合のダイオキシン類の測定を8月から11月の間に計6日間（延べ27回）行った。その結果、数値に大きな差はなく、いずれの値も国の法基準であるダイオキシン類の濃度0.1ナノグラムを下回っていた。これを受けて、同年11月には施設の引渡しを受けることとなった。その後も同様の測定を平成13年（2001）4月から5月にかけて計7日間（延べ20回）行い、結果はいずれも国の法基準値を大幅に下回り、新ごみ処理施設は軟質系プラスチック類を焼却しても安全であることが再確認された。



軟質系プラスチック類集積場

4. 市民説明会と早期実施を求める決議

これらの経緯を踏まえ、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）では平成13年（2001）7月から8月にかけて市民説明会を計21会場で開催し、当面、軟質系プラスチック類を焼却する、ということについての説明を行い、これに柳泉園組合の職員も出席し、市民に理解を求める説明を行った。関係市の議会においても市民説明会の状況を報告し、一定の理解を得ることができた。

さらに、平成13年（2001）9月27日開催の第3回柳泉園組合議会定例会においても同様の理解を得た。また、そのなかで容器包装リサイクル法に基づく事業の早期実施を求める決議案が議員提出議案として出され、全会一致で可決された。以下、その全文である。

「容器包装リサイクル法の早期実施を求める決議」

今日の廃棄物を取り巻く状況は、逼迫する最終処分場の延命化等の問題、また、再生資源の利用が十分とはいえない状況下、さまざまな課題を抱える背景のなかで、1997年4月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の本格施行により、缶、びん、ペットボトルを対象に再商品化が一部施行され、さらに、紙とその他プラスチックが2000年4月から対象となり、容器包装廃棄物の再商品化が完全施行された。

柳泉園組合においては、廃棄物を再資源化するための資源回収の歴史は古く、この法律が施行される以前から資源回収事業が行われ、さらに、1993年10月からは資源回収のための施設を整備し、組合を構成する3市（当時は4市）が統一した形でリサイクル事業に取り組み、一定の責任と義務を果たしている状況にある。しかし、容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、紙パックとその他プラスチックを再商品化するための取り組みが、今日の緊急課題となっている。

容器包装リサイクル法は、ごみの減量と資源化、あるいは、係る経費の負担を事業者に義務付けるなどして、一定の成果をあげる一方、これを実施した場合においては、その対象物を分別する市民の負担と市の財政的負担が重くなることも懸念されるところであるが、市町村、消費者、事業者がそれぞれの責任と義務を果たし、一丸となってリサイクルに取り組むことが基本にある。

よって、柳泉園組合議会は、柳泉園組合と構成3市において、今年度中に改訂が予定される一般廃棄物処理基本計画の見直しの中で、容器包装リサイクル法に基づきリサイクル事業が完全実施できるよう、実効ある事業計画を策定し、早期に実施することをここに決議するものである。

平成13年9月27日

柳泉園組合議会

5. 可燃ごみとの混合焼却

これにより、クリーンポートでは平成13年（2001）11月1日から軟質系プラスチック類を焼却処理しているが、この焼却処理は未来永劫ではない。容器包装リサイクル法に基づいてプラスチック製の容器・包装などが十分に分別収集されるなど、時代にあった適正な処理形態となれば、不燃

ごみとして分別されていたプラスチック類の流れも大きく変わるものと期待される。

いずれ焼却するのだからプラスチック類を可燃ごみに入れて良いのではないかと、との意見もあるが、一旦そのようにしてしまうと容器包装リサイクル法の環境が整ってきた段階で元に戻すのは極めて困難である。そのときになって混乱しないためにも、当分の間はこれまでどおりプラスチック類を不燃ごみとして分別収集し、その中から軟質系プラスチック類を柳泉園組合で選別し、可燃ごみとの混合焼却を行うことにした。



中央制御室

第2節 柳泉園組合ごみ処理施設（旧第二工場）解体・緑化整備工事

1. あらまし

新ごみ処理施設「柳泉園クリーンポート」の稼動に伴い、役目を終えた第二工場（処理能力240トン／日）がいよいよ解体されることになった。昭和61年（1986）4月に稼動を開始し、約14年間、柳泉園組合でのごみ処理を行った施設である。平成12年（2000）7月に稼動を停止して、建物が閉鎖された。第二工場は、柳泉園施設対策東村山協議会との協定で、使用期間が稼動後15年間と定められており、その期日まで8ヶ月を残しての稼動停止となった。

また、上記での協定により、跡地には樹木の植栽を行い、周辺住民が散策等を楽しめるよう環境用地として整備するため、「柳泉園組合ごみ処理施設（旧第二工場）解体・緑化整備工事」に着手した。工期は平成16年（2004）11月29日から平成18年（2006）1月31日までとし、平成17年（2005）3月中に準備、仮設工事を終了させ、4月から本格的な解体工事を開始した。

事業を進めるにあたっては周辺環境に十分配慮し、周辺の住民や工事の安全を確保しながら進めていった。解体工事方法等についての説明会を、1月21日に東久留米市立下里小学校体育館にて、1月23日に東村山市市民スポーツセンターにて開催した。

2. 安全性への配慮と周辺環境への対策

解体工事については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年（2001）4月厚生労働省）、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年（2002）11月東京都）を遵守し、周辺環境に十分配慮するとともに、住民と作業員の安全を確保しながら進めた。

また周辺の環境保全を目的に、環境に関する調査を旧第二工場周辺などで実施した。調査については次のとおりである。

① ダイオキシン類濃度測定

解体工事前、解体工事中及び解体工事完了後に実施した。

② 粉じん濃度測定

解体工事中に実施した。

③ 騒音・振動測定

解体工事中に実施した。

さらに、工事を進めるうえで周辺環境の保全と解体作業員の安全衛生対策を確保するため、平成16年（2004）7月に柳泉園組合ごみ処理施設解体・緑化整備工事検討委員会を設置した。識見を有する方、周辺自治会で推薦された方、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の市民、柳泉園組合職員ら15名で構成され、解体・緑化整備工事について協議・検討を進めた。

3. 解体工事の概要

解体工事の概要については次のとおりである。

① 事前調査

周辺環境の調査

② 準備工事

ア 計画の立案

解体工事前のダイオキシン類濃度測定結果をもとに適切な施工計画を立てた。

イ 計画の届出

法令などに基づいて関係官庁へ届出を行った。

③ 仮設工事

養生シート、防音対策等の仮設工事を行った。

④ 付着物除去工事

ダイオキシン類ばく露防止対策の対象設備（焼却炉、煙道、煙突など）については、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、解体工事エリアごとにシート養生などで隔離・分離し、高圧洗浄水などによる湿潤化の徹底と粉じんの飛散防止を行いながら工事を進めた。

⑤ 解体工事

ア 焼却設備等の解体工事

付着物除去の後、ダイオキシン類が付着していないことを確認し、安全に解体した。

イ 建屋等の解体工事

焼却設備解体の後、まわりの構造物などを解体した。騒音や飛散防止対策として、建屋周辺に足場、防音パネルを設置し、十分に散水をしながら低騒音・低振動型機械を使って解体した。

4. 事後調査と緑化整備

事後調査としては、事前調査と同じ場所で調査を行い、周辺環境及び土壌の調査を行った。

また緑化整備工事としては、工場跡地には周辺の環境に調和した植栽を施し、住民に散策などの場として利用していただけよう整備した。



緑地公園の様子

焼却残渣（ニューハード）処理問題について

1. 焼却灰の再利用

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現・東京たま広域資源循環組合）では、埋立物を減量化するため、平成4年（1992）に搬入団体に対して搬入配分量を設定した。また、平成7年（1995）には、ごみの減量化を図るため容器包装リサイクル法が制定され、中間処理施設である柳泉園組合としても埋立物を減量する方法を模索する必要があったため、自己完結型中間処理施設を目標に埋立物をゼロにすることができないか情報収集をしていた。

そこで、焼却灰に2種類の添加物を加えて加熱し、無害化して「ニューハード」という土壌改良剤、湿地土壌固化剤として再利用する方法を選択した。

平成8年（1996）5月に委託契約を行い、平成10年（1998）1月までに焼却灰約644トンを工場へ搬入している。

2. 訴訟と和解

再利用先が見つかるまでニューハードを製造している事業者が倉庫に貯留していたが、その倉庫代の支払いが滞り、倉庫の貸主が柳泉園組合他5団体に対して平成13年（2001）6月1日、次の内容で訴訟を起こした。

- 倉庫内にある焼却灰4,720トンを引き取り、建物を明け渡す。
- 平成12年（2000）3月22日から明渡しが終わるまで月120万円を支払う。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

東京都地方裁判所1審の判決（平成14年（2002）9月30日）は、「原告の請求はいずれも棄却する」というものであった。

判決の内容は次のとおりであった。

- 倉庫内にあるニューハードは価値を有するものである。
- ニューハードの所有権は製造事業者に帰属する。
- 各自治体が行った委託契約は廃棄物処理法違反と評価することはできない。

しかし、原告は判決を不服とし、平成14年（2002）10月19日に高等裁判所へ控訴した。

1審では勝訴しているが、法律的な判断が下りても物が片付かないという裁判所の判断から、長い時間をかけて和解に向けた協議が行われ、平成17年（2005）3月30日に和解が成立した。

和解の内容は、倉庫内にあるニューハードを片付ける費用を原告と柳泉園組合他5団体、そして監督官庁であった茨城県及び稲敷市の計8団体で負担するといったものだった。

この訴訟に加え、茨城県神栖市の私有地の所有者から柳泉園組合他5団体に、野積みされたニューハード約2,000トンの撤去についての要望書が平成13年（2001）7月2日に提出された。この撤去については裁判所の要請もあり、控訴事件の和解と同じ条件で、柳泉園組合他5団体、関係団体である茨城県及び神栖市で撤去することとなった。

3. 処理方法の確立

処理方法については、その後も問題が生じないように溶融処理施設へ搬入し処理を行った。

現在、柳泉園組合から排出された焼却灰は、東京たま広域資源循環組合内にあるエコセメント工場でセメントへ生まれ変わり、埋立処分を行わないで最終処分をする方法が確立されているが、このような体制に至るまで様々な調査、研究、情報収集、再利用方法の模索があった。



放置されてしまった焼却灰

第3節 他自治体広域支援

1. あらまし

他自治体でもごみ処理施設の事故や老朽化による焼却停止、改修工事などは避けられない事態である。多摩地域ごみ処理支援実施協定に基づき、柳泉園組合では他自治体からの支援要請に応え、ごみ処理を受け入れてきた。

また、平成23年（2011）の東日本大震災、令和元年（2019）10月の令和元年台風第19号など、自然災害によって発生した災害廃棄物の処理を被災地より受け入れている。

2. 小金井市の可燃ごみの受け入れ

調布市・府中市・小金井市の3市で構成する二枚橋衛生組合の焼却施設が、老朽化により平成19年（2007）3月末に全焼却炉を停止した。これに伴い同年1月、多摩地域ごみ処理支援実施協定に基づき、小金井市から可燃ごみの処理について支援要請があった。

柳泉園組合では、平成19年（2007）4月27日付けで小金井市との可燃ごみ焼却処理委託を締結し、処理を開始した。平成19年度に小金井市から受け入れた可燃ごみの量は、搬入計画量489トンに対し、452トン（搬入日数57日）であった。

また、平成20年（2008）度以降の可燃ごみの受け入れについては、平成21年（2009）度までの2年間の受け入れを決定した。ただし、平成21年（2009）2月までに新ごみ焼却施設の建設場所を決定しない場合は、可燃ごみの受け入れにおける広域支援を打ち切るという条件付きであった。平成20年（2008）度の小金井市からの受け入れ実績量は、搬入計画量435トンに対し、430トン（搬入日数45日）であった。

平成21年（2009）度以降の受け入れ支援については、平成21年（2009）2月までに小金井市が新ごみ処理施設の建設場所を決定できなかったことにより、柳泉園組合議会及び柳泉園組合近隣の周辺自治会に理解を得たうえで中止する運びとなった。

3. 多摩川衛生組合の可燃ごみの受け入れ

平成22年（2010）6月15日、稲城市・狛江市・府中市・国立市の可燃ごみを共同処理する多摩川衛生組合のごみ処理施設「クリーンセンター多摩川」において汚水処理設備塩酸配管が破損し、焼却炉を停止した。

「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」の規定に基づき、多摩川衛生組合より柳泉園組合へ広域支援要請があり、6月30日に可燃ごみ焼却処理委託契約を締結し、7月1日より受け入れを開始した。

受け入れ期間は、8月31日までの2カ月間という予定であったが、多摩川衛生組合の施設の復旧が完了したため7月30日をもって受け入れを終了、受入量は1,635.02トン、受入日数は22日であった。

4. 東村山市の可燃ごみの受け入れ

東村山市では、ごみ処理施設の老朽化に伴い、平成 22 年（2010）9 月よりごみ焼却施設延命化改修工事を実施した。工事期間中、停電を伴う全炉停止期間や長期の 1 炉運転中は独自ですべての搬入処理することができないため、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」の規定に基づき、東村山市より可燃ごみの処理について支援要請があった。

柳泉園組合では、平成 23 年（2011）1 月 17 日付けで東村山市と可燃ごみ焼却処理委託を締結し、処理を開始した。同年 2 月に受け入れた可燃ごみの量は 491.33 トンであった。平成 23 年（2011）度分については同年 6 月 23 日付けで可燃ごみ焼却処理委託を締結し、処理を開始した。同年 6 月には 343.56 トンの可燃ごみ受け入れを行った。

5. 宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れ

平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災により、被災地では膨大な量の災害廃棄物が発生した。全国的な広域処理を進めるべく、国は都道府県に対し災害廃棄物の受入処理について協力を要請、東京都では災害廃棄物処理支援を効率よく実施できるよう、独自の事業スキーム（計画）を策定した。

また同年 11 月には、宮城県女川町で発生した災害廃棄物を多摩地域の清掃工場において円滑に処理できるよう相互に協力することが、東京都、宮城県、宮城県女川町、東京都市長会の間で合意された。

この合意及び東京都の事業スキームに基づき、多摩地域の総意として、柳泉園組合においても女川町の災害廃棄物を受け入れることとした。

災害廃棄物を受け入れ焼却することについては、柳泉園組合として周辺自治会及び柳泉園組合議会へ報告を行い同意を得るとともに、翌平成 24 年（2012）4 月 5 日に広く住民参加の説明会を開催した。この説明会において、東京電力福島第一発電所の事故による放射能汚染を懸念する住民の方から多くのご心配される意見が寄せられた。この懸念される住民の方から同年第 2 回柳泉園組合議会定例会に「宮城県女川町の災害ガレキ受け入れ焼却に関する陳情」が提出されたが、議会において不採択とされている。その後、同年 8 月 27 日に周辺自治会臨時協議会を開催し、災害廃棄物受け入れ事業計画の報告を行い、周辺自治会の理解を得たうえで同年 9 月 10 日から受け入れを開始した。

受入開始を行った 9 月 10 日には、搬入口付近において受け入れを反対する住民による抗議行動が行われたが、受け入れの状況を確認していただくことにより、大きな混乱もなく搬入することができた。

災害廃棄物受け入れまでの経過については次のとおりである。

- 平成 24 年（2012）2 月 13 日 柳泉園組合管理者会議において、災害廃棄物受け入れの意志決定
- 平成 24 年（2012）2 月 20 日 柳泉園組合周辺自治会臨時協議会において、災害廃棄物の受け入れを説明し、一定の理解を得て合意
- 平成 24 年（2012）2 月 22 日 平成 24 年第 1 回柳泉園組合議会定例会において、災害廃棄物の受け入れを説明

- 平成 24 年（2012）4 月 5 日 関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）において、合同住民説明会の実施
- 平成 24 年（2012）5 月 28 日 平成 24 年第 2 回柳泉園組合議会定例会及び第 1 回廃棄物等処理問題特別委員会において、陳情第 1 号「宮城県女川町の災害ガレキ受け入れならびに焼却に関する陳情」を審議した結果、不採択となった。陳情内容は、「柳泉園で、宮城県女川町の災害ガレキを受け入れ焼却することをやらないでください。」であった。
- 平成 24 年（2012）7 月 13 日、14 日 環境省及び宮城県が主催の災害廃棄物処理を実施又は予定している清掃工場等の周辺住民等対象による被災地見学会が実施され、柳泉園組合周辺自治会住民 4 名及び柳泉園組合職員 2 名が参加した。
- 平成 24 年（2012）8 月 27 日 柳泉園組合周辺自治会臨時協議会において、災害廃棄物の受け入れ事業計画の報告を行った。
- 平成 24 年（2012）8 月 30 日 平成 24 年第 3 回柳泉園組合議会定例会において、災害廃棄物の受け入れに伴う歳入歳出補正予算の提案、審議、可決
- 平成 24 年（2012）9 月 1 日 東京都の事業スキームに基づき、柳泉園組合と公益財団法人東京都環境整備公社が災害廃棄物処理契約を締結
- 平成 24 年（2012）9 月 10 日 宮城県女川町災害廃棄物の受け入れ開始

受け入れの概要については次のとおりである。

- 受入期間 平成 24 年（2012）9 月 10 日から平成 25 年（2013）3 月 31 日まで
- 受入予定量 1 日あたり約 20 トン
- 受入予定台数 1 日あたり 5 台
- 受入日 月曜日から金曜日（祝日を含む）
- 処理費用 1 トンあたり 25,000 円
- 処理対象ごみ 可燃性廃棄物（20 センチメートル以下に粉碎した木くず等）

平成 25 年（2013）3 月での処理完了に目途が立ったため、受け入れについては同年 3 月 22 日の搬入をもって終了した。受入実績は受入台数 324 台、受入量 1,245 トンとなった。

受入量が約 45%となった理由は、組成分析等により精査され、当初見込まれていた可燃性災害廃棄物の発生量が 3 分の 1 程度に下がったことによる。

6. 宮城県大崎市の災害廃棄物の受け入れ

令和元年（2019）10 月に発生した令和元年台風第 19 号の風水害により、各地で災害廃棄物が大量に発生した。宮城県大崎市では災害廃棄物の発生量が多く、宮城県内及び周辺県の処理施設の受

受け入れ能力の限界等により処理が見込めないことから、宮城県、宮城県大崎市、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の間で、災害廃棄物広域処理に係る協定を締結し、約4,000トンの災害廃棄物を都内清掃工場において処理することとなった。また、その後3,000トンの追加支援要請があった。この協定に基づき、柳泉園組合においても受け入れ処理を実施した。

受け入れの経緯については次のとおりである。

- 令和元年（2019）11月 宮城県から環境省を通じ、東京都へ災害廃棄物処理の協力依頼
- 令和元年（2019）12月 宮城県から東京都へ災害廃棄物の広域処理依頼
- 令和2年（2020）1月 東京都から特別区長会、東京都市長会、東京都町村会に広域処理支援要請
災害廃棄物処理協定締結（宮城県、宮城県大崎市、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会）
- 令和2年（2020）2月 柳泉園組合管理者会議において、災害廃棄物を受け入れることを意思決定
令和2年第1回柳泉園組合議会定例会で報告
- 令和2年（2020）3月 周辺自治会臨時協議会で説明し、了承
- 令和2年（2020）6月 宮城県から東京都に災害廃棄物処理の協力依頼
東京都から特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会に災害廃棄物広域処理支援追加要請
「令和元年台風第19号により生じた災害廃棄物の広域処理に関する協定書の変更について」
- 令和2年（2020）7月 東京都から各団体に災害廃棄物処理の協力依頼
「宮城県災害廃棄物の広域処理に係る受入れについて（依頼）」（追加分）
- 令和2年（2020）8月 柳泉園組合管理者会議において、災害廃棄物の追加受入れを意思決定
周辺自治会臨時協議会で追加受入れについて説明し、了承
令和2年第3回柳泉園組合議会定例会で追加受入れを報告

最終的な受け入れ概要は次のとおりである。

- 被災自治体 宮城県大崎市
- 災害廃棄物種別 稲わら
- 受入期間 令和2年（2020）5月11日から5月22日まで
7月6日から7月17日まで
9月8日から9月25日まで
- 受入量 284.62トン
- 受入日 月曜日から金曜日（祝日含む）

第4節 柳泉園クリーンポートの水銀問題

1. あらまし

日本における水銀に関する動向は、水俣条約（平成29年（2017）10月発効）を受けて著しく変化していった。適正な管理と排出の削減を定めたこの条約により、国内法の整備や改正が進められ、柳泉園組合としても「改正大気汚染防止法」の排出基準を遵守した事業の推進が求められることになった。市町村としては「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づく水銀使用製品の適正回収を進める必要があった。

ごみ処理施設において一番の問題となるのは、水銀が使われた製品（蛍光灯や乾電池）の焼却炉への混入である。水銀含有製品の混入防止は、地域のご生活環境の保全の観点に加え、新たに法令遵守の観点からも極めて重要な課題となっていたのである。

こうしたなかで平成27年（2015）、柳泉園クリーンポートの排ガス中から水銀が検出されることになる。

2. 水銀検出と対策委員会の設置

平成27年（2015）9月1日、柳泉園クリーンポート1号炉の排ガス中から水銀が検出され、焼却炉を一時停止した。この件について柳泉園組合議会に原因究明等を求める陳情書が提出され採択された。

柳泉園組合では、専門的知識を有する学識経験者を含めた「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会」を設置し、以下の4項目を重点的に調査・検証することにした。

調査項目① 水銀が検出された原因究明

調査項目② 水銀が混入しないための対策

調査項目③ 水銀含有廃棄物の管理体制についての検証

調査項目④ 環境への影響についての検証

委員会には有識者3名、柳泉園組合議会議員3名及び関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の清掃担当部長3名で構成され、平成28年（2016）5月から5回にわたり開催された。

委員会では、水銀検出時の経緯と対応、混入推定量、水銀含有物の保管の状況、環境省の中央環境審議会における水銀に関わる動向、また水俣条約に関連する資料等をもとに調査・検証が行われた。

第5回委員会では、大気環境学会の学会賞等を受賞している講師を招き、「ごみ焼却施設からの水銀排出とその対策」についての講演を依頼。同時に、水銀検出に伴う大気及び土壌を含めた環境への影響等についての意見交換を行った。

3. 検証結果

調査項目①～④までの検証結果については次のとおりである。

① 水銀が検出された原因究明について

水銀混入推定量については、他団体での試算方式を引用し試算すると、約170g程度の水銀が混入

されたと推測された。この推定量を身近に存在する水銀含有製品の含有量に当てはめると、蛍光管で2万8千本、乾電池56万個、水銀体温計180本、水銀血圧計4台程度と推測されることから、原因究明については事業系のごみに限定せず、家庭系ごみの双方からの混入可能性を想定し、搬入経路や原因について収集運搬事業者へのアンケート調査、関連する団体等への聞き取り調査等を実施したが、混入経路及び原因の特定には至らなかった。

② 水銀が混入しないための対策について

施設に搬入されるごみを定期的に組成分析することによって適正なごみ収集の啓発に努めてきているが、この事態を受けて直ちに検査回数の増加を図り、さらにごみ処理の適正化に努めていくこととした。

また、今後の対応として、より検査の即効性や強化を図るため、携帯型の水銀連続測定器の導入などの検討、さらには環境省のモデル事業として他団体で実施された、各家庭に使用せず保管（退蔵）されている体温計や血圧計などの水銀添加廃製品の回収事業の促進などの検証等を行った。

③ 水銀含有廃棄物の管理体制についての検証について

搬入された蛍光管、乾電池等の水銀含有廃棄物の保管状況は、保管容器の蓋の封印や搬入出実績書等の管理体制は確保されていたが、今後は「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に準拠した管理体制に改善していくことが必要であると指摘された。

④ 環境への影響についての検証について

水銀混入物の焼却による排出推定量を「環境省大気環境保全技術研修マニュアル」に準拠し、大気拡散モデルを用いて当日の気象状況及び焼却施設の運転管理状況をもとに、高さ100メートルの煙突からの排出推定量を予測した。その結果、39万倍に拡散されること等から、大気及び土壤を含めた環境に与えた影響は極めて少ないとの検証結果が報告された。

4. 水銀含有製品の回収

関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）と各市薬剤師会の協力のもと、水銀への正しい知識の周知と焼却施設への水銀混入を防止するため、家庭に退蔵している水銀含有製品を短期集中的に効率よく回収するキャンペーンを清瀬市、東久留米市及び西東京市で実施した。期間は平成30年（2018）2月1日から28日までで行った。

回収された水銀含有製品と回収した品目及び回収量は、

体温計	262本（清瀬市）	470本（東久留米市）	336本（西東京市）
温度計	3本（清瀬市）	8本（東久留米市）	23本（西東京市）
血圧計	40本（清瀬市）	29本（東久留米市）	119本（西東京市）
その他水銀含有製品（マーキュロム液（赤チン）・朱肉（印泥用）など）	0本（清瀬市）	2本（東久留米市）	36本（西東京市）

回収した水銀含有製品は柳泉園組合の委託契約先の処理工場へ搬出し、適正処理を行った。

第5節 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業

1. あらまし

ここ数年におけるごみ質の変化（高質化）と家庭からのごみ量の増加により、ごみ焼却施設創設時の想定を超える負荷やコストがかかっていることが明らかとなった。

その影響により焼却施設の劣化及び、劣化による市民生活への影響や近隣住民へのリスクが高まることが予想された。

焼却施設の安定した運営は市民生活の向上に必要不可欠である。

そのため、平成29年（2017）を初年度とした、焼却機器等の延命化を図る長期包括運営管理事業を実施するに至った。

2. 柳泉園クリーンポート延命化の背景

ごみ焼却施設（主要機器類）の耐用年数は15年程度と言われており、その後、建築物の有効活用を兼ねた延命化等の工事を行い、さらに15年程度の期間（合計30年程度）を稼動するのが一般的となっているが、柳泉園クリーンポートが竣工後15年を経過し、焼却機器等の耐用年数を迎えていることから、平成29年（2017）度を初年度とする15年間の延命化を図ることとなった。

3. 実施方法

工事等の進め方とその実施方法は、通常のごみ処理を行いながら進めることとした。このことにより、他団体へのごみ処理支援に頼らないことや発電施設の有効活用が図られ、財源の確保につながるなどの財政的な効果が期待できる。

大規模補修等の施工や施設の管理運営は民間企業が運営主体となる、長期包括運営管理事業として実施した。この手法は、施設の長寿命化による自治体負担の軽減、安全性及び信頼性の向上、住民の施設に対する信頼感の確保等に効果が期待できることで環境省においても導入を推奨しており、近年全国のごみ処理施設での採用や検討がされている。

4. 長期包括運営管理事業の概要

柳泉園クリーンポートの管理運営に係る業務委託の範囲を、運転管理から設備消耗品、また薬品等の調達や機器の補修まで拡大し、要求水準書に基づく施設の管理運営を包括的・長期的に委託するものとした。さらに、管理運営にあたっては安全性・安定性を確保しつつ、民間の創意工夫による経費の効率化及び適正化に努めることなどを求めた。

効果としては、15年間の長期契約とすることで物品等の一括購入による調達費用の縮減、保守点検との一体的な実施等による維持管理コスト縮減、直営職員の人件費の削減等の経済的メリットが図られる。

柳泉園組合においても、他団体での試算結果と同様に1年間で約2億円程度の財政的メリットが期待できると試算し、その結果、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の負担金の抑制が図られた。

5. 委託業者の決定

委託事業者の審査及び選定方法は、多くの企業に参加してもらうよう、また競争性・透明性等の確保が図れるよう、総合評価一般競争入札方式とした。

総合評価の審査はより公正性を図るために、行政委員のほか専門的知識を有する学識経験者を委員とする「柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会」を設置し、事業者からの提案に対して非価格要素審査（技術力、提案内容等による）及び価格審査を行った。これらの総合評価により、最高得点者となった事業者を最優秀提案者として審査委員会で決定した。また、「審査講評」は平成29年（2017）3月13日に委員長から管理者へ提出された。

その後、平成29年（2017）4月20日に開催された第1回柳泉園組合議会臨時会での議決を得て、契約を締結した。

契約の内容は次のとおりである。

- 契約事業者 住重環境エンジニアリング株式会社（後に合併し、「住友重機械エンバイロメント株式会社」）
- 事業費 13,386,060千円（税込）
- 契約期間 平成29年（2017）7月1日から令和14年（2032）6月30日まで15年間

落札者決定までの経緯は次のとおりである。

- 第1回 平成28年（2016）3月15日 委嘱状の交付、事業の概要、今後のスケジュールと議事案等の審議
- 第2回 平成28年（2016）4月12日 実施方針（案）、入札説明書（案）、要求水準書（案）等の審議
- 第3回 平成28年（2016）5月9日 事業スケジュール、実施方針（案）、入札説明書（案）等の審議
- 第4回 平成28年（2016）7月11日 入札説明書（案）、要求水準書（案）、事業計画書（案）等の審議
- 第5回 平成29年（2017）1月12日 形式審査、事業提案内容等の確認
- 第6回 平成29年（2017）2月25日 応募者ヒアリング、非価格要素審査、価格審査、総合評価、入札書の開札、最高得点者選定

6. ごみ質の変化によるACC（自動燃焼制御装置）の改造について

時代と共に変化のごみ質に対応した安定運転をするため、平成30年（2018）度の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業において、柳泉園クリーンポート稼働時からの燃焼データをもとに、時代の変化に伴ってごみの組成が変わってきたことも踏まえ、1号炉、2号炉、3号炉のパラメーター及びソフトの改修を行い、燃焼効率及び発電効率の向上を図った。

「住民監査請求」、「住民訴訟制度」について

1. 住民監査請求とは

「住民監査請求」とは、地方自治法第242条により、市民（柳泉園組合の場合は関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の市民となる）が監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じるよう求める制度である。

監査請求の対象となるものは、次に掲げる柳泉園組合の財務会計上の行為についてとなる。

- 違法又は不当な公金の支出、財産（土地、建物、物品などの）の取得、管理、処分、契約（工事請負、購入など）の締結、履行、債務その他の義務の負担
- 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- 財産の管理を怠る事実

審査の結果に不服がある場合は、「住民訴訟」を提起することができる。

柳泉園組合においても、この60周年記念誌の内容期間（平成12年（2000）から現在までの間）に4件の住民監査請求があった。その後、2件が住民訴訟となっている。平成12年（2000）度以前から継続しているものもあるため記載する。

2. 住民監査請求及び住民訴訟

この60周年記念誌の内容期間以前から継続して審理が行われていた平成10年（1998）（行ウ）第3号公金支出差止請求事件他5件については他の訴訟との併合もあったが、3年の間に13回の口頭弁論が行われ、判決が言い渡された。原告らの請求は棄却とされた。

その後、控訴され、平成13年（2001）（行コ）第264号損害賠償請求控訴事件となったが、本件各控訴はいずれも棄却とされ、その後、上告されたが、上告審として受理されないことになった。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

- 平成12年（2000）3月2日付、柳泉園組合職員措置請求に係る住民監査請求

内容は、平成10年（1998）度廃棄物処理国庫補助金交付申請書によると柳泉園組合敷地内に燃焼設備等を施工する費用として支払われたことになっているが、計画の多くは未着工であり、施工場所である柳泉園組合敷地内において施工されたものはなく、行ってもいない工事を行ったと偽り、

国及び都の補助金を搾取し、公金を不当に支出するなど法に違反する行為であると主張していた。
要件審査の結果、本件請求については棄却とした。

その後、平成12年（2000）5月27日に東京地方裁判所へ訴状が提出され、平成12年（2000）（行ウ）第145号となり、2年間で13回の口頭弁論が行われ、判決が言い渡され、原告らの請求は棄却とされた。

主文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

その後、控訴され、平成14年（2002）（行コ）第175号損害賠償請求控訴事件となったが、本件各控訴はいずれも棄却とされた。

主文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

●平成12年（2000）12月25日付、柳泉園組合職員措置請求に係る住民監査請求

内容は、プラスチック類を新炉（柳泉園クリーンポート）で焼却することは違法な事務に支出することになるため、プラスチック類の焼却を止めるよう求めるという主張であった。
要件審査の結果、本件請求については却下とされた。

●平成19年（2007）3月7日付、柳泉園組合職員措置請求に係る住民監査請求

内容は、小金井市のごみを受け入れて処理をしようとするのなら柳泉園組合は違法な支出を行うことになる、加えて平成19年（2007）度予算書にこれらの処理費が明示されていない、このことから地方自治法第2条第16項に違反するという主張であった。
要件審査の結果、本件請求については却下とされた。

●平成19年（2007）7月4日付、住民監査請求

内容は、柳泉園組合と小金井市との可燃ごみ焼却処理委託契約が廃棄物処理及び清掃に関する法律そして地方自治法に違反する。また多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に当てはまらないという主張であった。
要件審査の結果、本件請求については棄却とされた。

●平成28年（2016）11月4日付、長期包括契約の締結への住民監査請求

内容は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の入札方法が地方自治法に違反している、

柳泉園組合の一般廃棄物処理計画の期間である10年を超えて計画が立てられ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反しているという主張であった。

要件審査の結果、本件請求については棄却とされた。

●平成30年（2018）2月13日付、契約の取り消しを求める住民監査請求

内容は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約において重大な瑕疵が見つかったため、同契約の取り消しを求めるという主張であった。

要件審査の結果、本件請求については棄却とされた。

その後、平成28年（2016）11月4日付、長期包括契約の締結への住民監査請求及び平成30年（2018）2月13日付、契約の取り消しを求める住民監査請求は、東京地方裁判所平成29年（2017）（行ウ）第39号住民訴訟事件、同平成30年（2018）（行ウ）第178号となった。この裁判は12回の口頭弁論が行われ、判決は原告の訴えを却下、請求も棄却とされた。

主文

- 1 本件各訴えのうち原告ら6名による第2事件に係る各訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

その後、控訴され、東京高等裁判所令和元年（2019）（行コ）第264号となったが、判決が出され原告の訴えはいずれも棄却とされた。

主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

なお、原告は上告している。

柳泉園組合では、このように周辺住民からの様々な疑問や指摘を真摯に受け止め、理解していただけよう対応を続けていく。

清柳園解体に向けて

清柳園とは、清瀬市が柳泉園組合に加入（昭和45年（1970）4月）する以前に使用していた、清瀬市下宿（当時は清瀬町）にあるごみ焼却施設である。

清瀬市が柳泉園組合に加入後、所有権が柳泉園組合に移管され、柳泉園組合が一時使用していたが、昭和60年（1985）に廃炉とした。その後、財政上及び他の業務との関係から解体ができず現在に至っている。

令和元年（2019）10月の台風第19号の影響で、施設の一部である電気集塵機が傾いてしまった。傾いた電気集塵機の倒壊防止のため、同年11月に倒壊防止工事を行った後、令和2年（2020）6月より解体工事を行い、同年10月に終了した。

この工事を実施する中で、施設本体の老朽化がかなり進んでいたことが判明したため、解体を進める必要性が出てきた。

関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）との協議を重ねた結果、施設本体の解体へ向けて令和3年（2021）度より解体費用調達のための基金を設置するとともに、実施計画の策定を行っていく予定である。



清柳園

福島原発事故による電力不足への対応

(不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター)

平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の被災と運転停止に伴い、夏場の電力不足が確実となったため、柳泉園組合においても電力の使用制限を受けることとなった。

東京都からも、夏場の電力不足への対応について平成 23 年（2011）7 月 1 日から 9 月 22 日までの期間で依頼があった。

柳泉園組合では平日の電力不足に対応するため、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの運転方法を調整した。調整内容は、平日の 1 日を運転せず受け入れのみの対応とし、土曜日に施設を運転して平日の電力節電及び電力使用の分散を行った。

搬入事業者の理解と協力もあり、電力不足にスムーズに対応できた。

また、電力不足に対応するために行われた計画停電により外部電力が遮断されることがあったが、柳泉園組合では発電を行っているため、場内で使用する電力については自家発電で賄えたため、大きな問題は発生しなかった。

関係市でのごみの有料化及び容器包装プラスチック分別回収開始

柳泉園組合の関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）では、この20年の間に様々な工夫を行い、ごみの減量及びリサイクルの推進に努めてきた。

- 平成13年（2001）6月 清瀬市において、ごみ有料化が開始された。
- 平成18年（2006）10月 清瀬市及び東久留米市において、不燃ごみと容器包装プラスチックの分別回収が開始された。
- 平成19年（2007）9月 西東京市において、戸別収集が開始された。
- 平成19年（2007）10月 西東京市において、不燃ごみと容器包装プラスチックの分別回収が開始された。
- 平成20年（2008）1月 西東京市において、ごみ有料化が開始された。
- 平成22年（2010）10月 西東京市において、有料ごみ袋の料金改定が行われた。
- 平成28年（2016）10月 東久留米市において、可燃ごみの戸別回収が開始された。
- 平成29年（2017）7月 東久留米市において、すべてのごみの戸別回収が開始された。
- 平成29年（2017）10月 東久留米市において、ごみ有料化が開始された。
- 令和2年（2020）6月 清瀬市において、有料ごみ袋の料金改定が行われた。
- 令和2年（2020）10月 清瀬市において、戸別収集が開始された。



プラットフォームの様子

施設における火災、爆発事故について

近年、不燃ごみの中にスプレー缶、ガスボンベ及びリチウムイオン電池等が混入していることが原因と推定される火災や爆発事故が頻発している。幸いなことにこれまで発生した事故は小規模のため、柳泉園組合においては事故に伴う怪我人等はない。

関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）の住民に対して、ごみを捨てる際に今一度、分別の再確認を行っていただき、事故の防止、事故の減少への協力をお願いしたい。

粗大ごみ処理施設破碎棟内、爆発事故 10 件（過去 5 年間）

- 平成 28 年（2016） 2 月 12 日
- 平成 28 年（2016） 3 月 29 日
- 平成 28 年（2016） 6 月 3 日
- 平成 28 年（2016） 7 月 26 日
- 平成 28 年（2016） 10 月 28 日
- 平成 28 年（2016） 11 月 22 日
- 平成 29 年（2017） 8 月 29 日
- 令和 2 年（2020） 6 月 23 日
- 令和 2 年（2020） 8 月 13 日
- 令和 2 年（2020） 10 月 29 日

粗大ごみ処理施設破碎棟内等、火災事故 4 件（過去 5 年間）

- 平成 28 年（2016） 5 月 3 日
- 平成 30 年（2018） 8 月 27 日
- 令和 元年（2019） 6 月 20 日
- 令和 2 年（2020） 10 月 22 日



爆発後の様子

磁選機回収鉄置き場での火災について

平成18年（2006）4月10日午前1時43分頃、不燃・粗大ごみ処理施設磁選機回収鉄置き場から火災が発生した。

消防機関の調査結果では、天候が回復したことで鉄類が酸化しやすい状況となり、酸化鉄生成に伴う反応熱が積み上げられていた鉄類の内部にこもったことが原因で自然発火したものとされている。

夜間の出来事であったことから、通行人からの通報により午前2時頃に消防機関が到着し、消火活動の結果、午前2時59分に鎮火した。

柳泉園組合としては、再発防止のために、磁選機回収鉄を一時貯留する際の量や高さを抑える等の対策を行った。

また、近隣住民及び周辺自治会に対しては、後日、状況説明等の報告を行った。



磁選機回収鉄置き場の現状

施設の更新へ向けて

令和2年（2020）現在、不燃・粗大ごみ処理施設は竣工より45年、リサイクルセンターは竣工より27年が経過している。

この間、不燃・粗大ごみ処理施設においては、スプレー缶やリチウムイオン電池等の普及により、これらが不燃ごみに混入したこととされる爆発や火災事故の増加傾向が見られ、リサイクルセンターにおいては、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）からの古紙、布類の搬入がなくなり、ペットボトルの搬入量が減少する等、柳泉園組合に搬入されるごみの種類が変化してきている。

こうした廃棄物の状況の変化を踏まえ、令和3年（2021）度に策定される関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）及び柳泉園組合の一般廃棄物処理基本計画をもとに、円滑な廃棄物処理を行い、周辺住民の皆様に安心して生活していただけるよう、時代に沿った施設を計画していく。



不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンター全景

不燃ごみの最終処分の変遷

廃棄物固形燃料（RDF、refuse derived fuel）からガス化溶融へ

柳泉園組合では不燃ごみの埋立処分をゼロとするため、平成 17 年（2005）度から平成 28 年（2016）度まで、不燃・粗大ごみ処理施設で選別される不燃物（硬質系プラスチック類）を民間業者に委託し、固形燃料化することで再利用していた。

しかし、固形燃料化施設の老朽化や周辺環境の変化のため大規模な改修が困難となり、新たな再利用方法を考えなければならない状況となった。

そこで以前と同様に、不燃ごみの埋立処分ゼロを維持することを踏まえて検討した結果、ガス化溶融による再利用を平成 29 年（2017）度より採用し、搬出している。

ガス化溶融とは、プラスチック類をガス化した上で発電等の燃料として使用し、金属類、ガラス及び陶器類は、メタルやスラグとして回収され、金属精錬や路盤材等に使用することにより、不燃物（硬質系プラスチック類）の再利用を行う処理方法である。



ガス化溶融施設の全景

資源回収物売払代金請求事件

柳泉園組合では、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）から搬入される資源物のアルミ缶、スチール缶、ペットボトル及び磁選機回収鉄については、3カ月毎の入札で売払いを行っている。

3カ月としている理由は、相場の変動があるためである。

そのようななかで、契約期間が平成21年（2009）1月から3月までのアルミ缶プレス売払（その5）※において、契約業者が1、2月分の売払代金である9,566,868円の支払いができなくなるという事態が起きた。

当初、支払いについては返済計画書をもとに返済される予定であったが、返済されることなく代表者との連絡も取れなくなったことから、同年5月29日付で催告書を送付した。

送付後、柳泉園組合議会定例会において、売払代金未払についての訴えの提起が可決されたことで、同年9月24日付で裁判所に訴状を提出し、東京地方裁判所立川支部において11月に2度の口頭弁論が行われた。その結果、勝訴はしたものの支払いには至っていない。

その後、平成22年（2010）7月に銀行債権の差し押さえを行った後、平成23年（2011）2月の換価取り立てにより、410円の回収を行った。

定期的に現状確認は行っているが、回収には至っておらず、売払い代金である9,566,458円は未納のままとなっている。

今後、このような事態が生じないように、入札時における業者選定の方法を見直すことなどで、再発防止に努めている。

※ 本来、該当する期間は、その4になるが、その3（契約期間：平成20年10月から12月まで）の期間中において、契約業者を変更したことから、その4ではなく、その5になったものである。

古紙・布類及びペットボトルの搬入

時代の変遷とともにリサイクルの意識が進み、柳泉園組合へ搬入されるごみの種類も変化してきている。

その中で、古紙・布類の搬入については、平成 21 年（2009）度から西東京市、平成 26 年（2014）度から清瀬市、平成 30 年（2018）度から東久留米市と関係市全てからの搬入は行われていない。

ペットボトルについては、平成 29 年（2017）7 月から東久留米市、令和 2 年（2020）10 月から清瀬市からの搬入は行われていない。

第6節 浴場施設の建設・開館

1. あらまし

柳泉園組合の厚生施設は開館当初から多摩六都圏域内の住民に広く認知されており、高齢化と健康意識の高まりから利用者が増加している。さらに利用者の増加の要因の1つとして東京オリンピックの開催の影響も考えられる。

現在では屋内プールや野球場、テニスコートなどが整備されている。平成14年（2002）の「開場記念学童野球大会」を始めとし、近年まで施設を利用したイベントが開催されておりスポーツ振興にも大きく貢献している。

令和2年（2020）度は新型コロナウイルスの影響により中止されたイベントもあるが、今後は近年同様イベント開催を予定している。

2. 建設の概要

高齢化社会に向けてより充実した施設に生まれ変わるため、開館以来親しまれてきた屋外プールを平成12年（2000）8月で閉館、解体した。この跡地に、福祉を主眼においた施設を建設する計画が関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）で論議され、平成13年（2001）度予算に計上、柳泉園組合議会で可決された。平成13年（2001）7月に着工し、平成14年（2002）7月中に開館予定とした。施設としては入浴施設、大広間、ロビー、歩行用プールなどを設けることとした。

この厚生施設の総称と浴場の愛称を募集したところ、3カ月の間に総称は73件、愛称は75件の応募があった。厳正な審査を経て、施設は「柳泉園グランドパーク」、浴場の愛称は「湯～プラザ柳泉園」に決定した。

3. 施設の開館

柳泉園グランドパークは7月27日に開館した。施設内には室内プール、野球場2面、テニスコート5面、トレーニング室、会議室、歩行用プール、浴場、大広間、和室、食堂が整備された。

正式な開館の前に、浴場施設の無料体験入浴を募集した。希望者は往復はがきに年齢、性別、利用希望日時を明記して申し込み、先着順に受け付けることとした。

浴場施設「湯～プラザ柳泉園」の利用案内については次のとおりである。

- 入浴料 大人500円 子ども200円
- 営業時間 午前10時から午後9時まで
- 定休日 毎週木曜日（年末年始）

室内プール、トレーニング室、野球場、テニスコートを利用すると、利用当日に限り、大人1時間200円・子ども100円で利用できることとした。

4. 「変わり湯」の開始

毎月第1日曜日に田無浴場組合と合同で実施している「生薬の湯」に加え、薬草を利用した伝統の薬湯などによる「変わり湯」を、平成26年（2014）4月から毎週水曜日に開始した。

また、浴槽内の防水工事及び各更衣室内の壁紙等交換補修のため、令和元年（2019）9月2日から11月30日まで浴場施設を休館した。

5. 学童野球大会

平成14年（2002）7月27日、学童用野球場の開場記念と併せ、学童用野球場の周知を図るため、清瀬市、東久留米市及び西東京市の低学年と高学年の計6チームによる野球大会「開場記念学童野球大会」を開催した。

その後は名称を変えつつも毎年1回熱戦が繰り広げられ、恒例のイベントとして現在まで開催を続けている（令和2年（2020）度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止）。



厚生施設全景

第7節 プール棟大規模改修

1. あらまし

サステナブルなエネルギー利用として焼却施設から発生した余熱を再利用する手法が話題となっており、スウェーデン、デンマークなどでは余熱による発電も行われている。

国内の代表的な事例としては東京都「夢の島」の植物園が挙げられる。

その他にも温水プール、温浴施設、施設の冷暖房などにも利用されている。

上記した事例と同じく、柳泉園グランドパークでも、浴場施設「湯～プラザ柳泉園」及び室内プールにおいて余熱によるサステナブルなエネルギー利用が行われている。

これにより CO₂ の排出量の抑制及び地球温暖化の防止に寄与している。

これらの施設は地域住民に広く利用されており、現在では交流の場及び健康増進の場として幅広い世代から利用されている。

これらについては今後も広く利用される施設であるよう管理・運営を徹底した体制を継続していく。

2. 改修工事の背景

厚生施設プール棟の建設から 30 年が経過し、建物・設備等の老朽化が進んだことを受け、平成 28 年（2016）度においてプール棟の改修工事を実施することにした。

改修工事の概要は次のとおりである。

- 工事開始 平成 28 年（2016）10 月 1 日
- リニューアルオープン 平成 29 年（2017）4 月 1 日

工事開始に伴い、次の施設が休業となった。

- 室内プール
- 会議室
- トレーニング室
- 学童野球場
- 軽食堂

改修のメインとなったのは室内プールであった。25 メートルの「一般用プール」は、児童から高齢者までの泳力向上を目的とするだけでなく、水深を 1.1 メートルにフラット化することで、水中での運動にも利用しやすくした。

また、幼児や児童の水とのふれあいなどを利用目的とした水深 50 センチメートルの「幼児用プール」や、床、壁、天井、照明等も全面リニューアルした。（スポーツ振興くじ助成金を受けて整備された。）

3. リニューアルオープン記念

工事が完了し、リニューアルオープンを記念してプールの無料開放を行った。
概要は次のとおりである。

- 日時 平成 29 年（2017）4 月 1 日、2 日
- 時間 午前 10 時から午後 9 時まで（受付は午後 8 時 30 分まで）



リニューアルオープンしたプールの様子

野球場（一般用及び学童用）桜木伐採について

長年、柳泉園組合周辺住民に親しまれてきた桜木にも老木になってきているものが多く見受けられ、近年問題になっているゲリラ豪雨や猛烈な台風等で倒木の危険性が懸念されていた。倒木が発生すると周辺の道路や電線にも多大な影響が出る可能性があった。

そのため、令和元年（2019）12月2日から令和2年（2020）1月14日にかけて33本を伐採した。

実際に伐採したものを調べると幹の中がすき間だらけのものがあり、未然に倒木を防ぐことができた。



グラウンドから見た伐採後の様子

柳泉園グランドパーク（厚生施設）の 指定管理者制度導入について

指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するためのものである公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上及び経費の削減を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するものとして、平成15年（2003）9月施行の地方自治法の改正により設けられた制度である。

これにより、今まで地方公共団体やその外部団体に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者や市民団体等の幅広い団体に委ねることが可能となり、指定を受けた団体は行政機関が行うべき「使用許可」が行えることとなった。

柳泉園組合においては、柳泉園グランドパーク（厚生施設）について効率的・効果的な管理運営を目的とし、民間事業者等のノウハウの活用による利用者へのサービス向上、利用者の増加、コスト縮減及び改修計画の実効性を検証したうえで、下記のスケジュールで指定管理者制度への移行を進めている。

平成29年（2017）度	導入の検討を開始
平成30年（2018）度	基本方針の策定及び改修が必要な箇所の洗い出し
平成31年（2019）度（令和元年度）	関係条例等の制定及び改正 募集要項の作成 改修工事の開始 （浴場施設タイル等補修、野球場土壌入替、 施設予約システムの導入、テニスコート人工芝化）
令和2年（2020）7月	指定管理者の公募
令和2年（2020）8～10月	指定管理者の選定
令和2年（2020）11月	第4回柳泉園組合議会定例会で議決
令和3年（2021）4月1日より	運用開始予定

柳泉園グランドパーク（厚生施設）における 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

令和2年（2020）に入り、全世界において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症について、柳泉園グランドパーク（厚生施設）においても、東京都の外出自粛要請などに伴い、施設の臨時休館等を行ったが、感染症拡大防止対策として、利用者の皆様が安全・安心にご利用いただけるよう、様々な取り組みを行いながら、順次施設運営を再開した。

取り組みとして、従業員については、出勤時の検温や手洗いの徹底、マスクの着用、事務所や控室の換気の徹底、出勤抑制を行った。また、床に線を引くことで施設内でのソーシャルディスタンスを確保し、ロッカーを間引きすることで人数制限を行い、感染者が発生した場合等の連絡手段を確保するために来場者に氏名及び連絡先等の記入をお願いする等、利用者にもご協力いただくような取り組みを行った。

【主な対応】

令和2年（2020）

- | | |
|----------|--|
| 2月28日（金） | 3月2日（月）から3月15日（日）屋内施設の臨時休館 |
| 3月12日（木） | 臨時休館期間を3月31日（火）まで延長 |
| 3月24日（火） | 臨時休館期間を4月12日（日）まで延長 |
| 3月27日（金） | 3月28日（土）、29日（日）の野球場、テニスコートの貸し出し中止 |
| 3月31日（火） | 4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）、野球場、
テニスコートの貸し出し中止 |
| 4月～ | 4月に行う5月分の抽選会（毎月第1木曜日に厚生施設に来場していただき行っている、野球場、テニスコート、会議室の抽選会）を電話での受付に変更

以後、令和3年（2021）2月分までの抽選会は電話受付で行い、3月分の受付から予約システムによる受付に変更 |
| 4月7日（火） | 臨時休館期間を5月6日（水）まで延長、4月8日（水）から野球場、
テニスコートも含め臨時休館 |
| 4月28日（火） | 臨時休館期間を6月30日（火）まで延長 |
| 6月1日（月） | 野球場、テニスコートの屋外施設の再開 |
| 6月8日（月） | プール（採暖室除く）、浴場（サウナ除く）、会議室等の屋内施設の再開 |
| 6月19日（金） | トレーニング室、プール採暖室、浴場サウナ室再開 |
| 7月1日（水） | 食堂再開 |

テニスコート改修について

日頃から利用者に愛用されているテニスコートは、周辺住民の要望により昭和48年(1973)に開設され、昭和60年(1985)までに3回の増設工事を経て、現在の5面と壁当て練習場の形になった。

その後、コートの土の入れ替えや、フェンス及びネット、へこみの補修工事を定期的に行っていたが、経年劣化によりコートにへこみや亀裂が多く見られ、テニスをすることに支障が出てしまっていた。

加えて水はけも悪化しており、雨天や積雪後の使用再開までに要する日数が増加していた。そのため全面的な改修の必要が生じたことから、令和2年(2020)10月よりテニスコート改修工事を開始し、現在のクレーコートから人工芝のコートへと変更することとした。令和3年(2021)3月に完成した。(スポーツ振興くじ助成金を受けて整備された。)



人工芝へ変わったテニスコート

新型コロナウイルス感染症対策 (柳泉園組合、事業所として)

対応策の実施

令和2年(2020)2月25日付で内閣府に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定された。

ごみ処理事業は休止できない社会インフラであるため、柳泉園組合としては職員及び関連事業者への感染を防ぐために、令和2年(2020)4月に事業継続計画を策定し令和2年(2020)3月から令和3年(2021)3月まで17回の事務連絡を行い、状況に応じた対応策を実施した。



受付での感染防止対策

あとかき

作成にあたって、柳泉園組合 40 年史発行以降の 20 年間に柳泉園組合で起こった様々な出来事を過去の資料を調査したり、その当時の関係者に取材等を行ってきましたが、原稿の作成にあたり振り返ってみると、時代の変遷や技術の進歩、天災や事故が発生しても、周辺地域及び関係市在住の皆様、厚生施設を利用いただいている皆様のご理解とご協力によって、円滑なごみ処理を行うことができていたものと痛感いたしました。

今後、柳泉園組合が 80 周年、100 周年を迎えるには、皆様のご理解とご協力が大事であると感じています。

最後に、作成にご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

(総務課庶務文書係)

柳泉園組合

令和3年3月発行

〒203-0043

東京都東久留米市下里四丁目3番10号

TEL：042-470-1555（代表）

FAX：042-470-1559

ホームページ <http://www.ryusen.or.jp>

E-mail アドレス info@ryusen.or.jp

厚生施設関係（スポーツ・浴場施設）

TEL：042-473-3121（直通）

FAX：042-473-3197

E-mail アドレス ryusen.groundpark@blue.ocn.ne.jp



